

年始年末 建設業労働災害防止 強調運動

実施期間/12月1日～1月15日

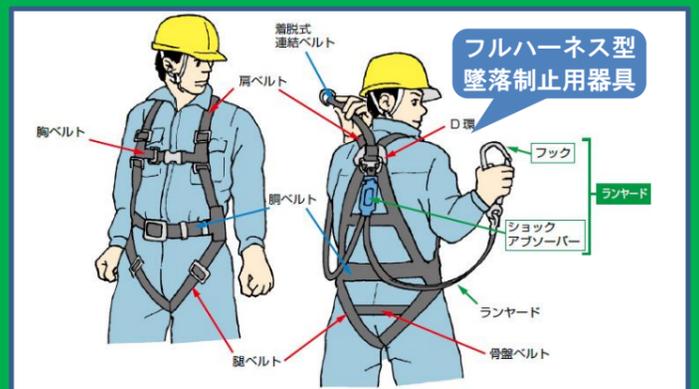


安全意識を高め
みんなで作ろう
労働災害ゼロ!

安全帯が「墜落制止用器具」に変わります！

改正等のポイント 施行日:平成31年2月1日

1. 安全帯を「墜落制止用器具」に変更
2. 墜落制止用器具は原則「フルハーネス型」を使用
3. 「安全衛生特別教育」の受講が必要



■ 厚生労働省 宮崎労働局
宮崎労働基準監督署
延岡労働基準監督署
都城労働基準監督署
日南労働基準監督署

■ 国土交通省 九州地方整備局
宮崎河川国道事務所
延岡河川国道事務所
宮崎港湾・空港整備事務所
■ 農林水産省 九州農政局
西諸農業水利事業所

■ 宮崎県
県土整備部、農政水産部、環境森林部、企業局
■ 建設業労働災害防止協会 宮崎県支部
■ 宮崎県港湾漁港建設協会
■ 建設荷役車両安全技術協会 宮崎県支部